

高松法務局登記手続案内

不動産登記手続（相続登記、抵当権抹消登記など）

商業法人登記手続（会社・法人の設立登記、役員変更登記など）

登記手続案内は完全予約制です。

ご利用の際は、あらかじめご予約をお願いします。

登記手続案内予約のお問合せ先

《不動産登記の手続案内》

庁名	実施曜日	実施方法	電話番号	所在
本局 (不動産登記部門)	月～金	電話・対面・ウェブ	087-821-2103	高松市丸の内1番1号 (高松法務合同庁舎2階)
丸亀支局	火～金	電話・対面	0877-23-0229	丸亀市大手町3丁目1番1号
観音寺支局	火・木・金	電話・対面	0875-25-4528 (自動音声ガイダンス②)	観音寺市坂本町5丁目19番 11号
寒川出張所	火・木	電話・対面	0879-43-4803	さぬき市寒川町神前1641 番地1

《商業法人登記の手続案内》※支局・出張所では取り扱っていません。

庁名	実施曜日	実施方法	電話番号	所在
本局 (法人登記部門)	月～金	電話・対面・ウェブ	087-821-2103	高松市丸の内1番1号 (高松法務合同庁舎2階)

※ 本局におけるウェブによる登記手続案内の詳細はこちらをご確認ください。

登記申請書の様式・記載例を法務局ホームページでご案内しています。

不動産登記申請書の様式はこちら

商業法人登記申請書の様式はこちら

オンライン申請についてはこちら

各種登記の申請書の作成及び申請の代理は資格者代理人に依頼することができます。

司法書士	土地家屋調査士
不動産の相続登記、抵当権抹消登記等 会社・法人の設立、役員変更登記等	土地の地目変更・分筆・合筆登記等 建物の新築・増築・滅失登記等
香川県司法書士会	香川県土地家屋調査士会
087-821-5701	087-821-1836
HP https://www.kagawa-shiho.com	HP https://www.kagawa-chosashikai.or.jp

完全予約制

登記手続案内をご利用のみなさまへ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、**20分以内**です。
20分を過ぎると、後の利用者のご案内に支障が出てしまいますので、**そこで終了します**。
予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものとして取り扱います。



事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。
登録免許税の計算、添付書面の内容の確認、登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。



補正の可能性あり

登記申請書の審査は、受付後、受付番号順に行います。審査の結果、記載事項の訂正や書類の追加が必要になる場合もあります。
登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



資料をご準備ください

法務局ホームページに掲載している申請書等の記載例をご準備ください。
インターネット環境がない場合は、窓口で記載例等をお渡しします。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、**係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。**
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限りません。
本人確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士等)はご利用できません。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

高松法務局